

委 託 仕 様 書

第1章 概要

1 委託件名

公益財団法人東京都農林水産振興財団改修工事に伴う物品運搬業務委託

2 履行場所

財団の指定する場所

(1) 搬出場所

東京都農林総合研究センター立川庁舎本館(立川市富士見町 3-8-1)

(2) 搬入場所

東京都農林総合研究センター立川庁舎仮設庁舎(本館と同一敷地内)

東京都農林総合研究センター立川庁舎

製茶棟・作物棟・倉庫棟・油庫・薬品庫(本館と同一敷地内)

東京都農林総合研究センター立川庁舎基礎実験棟(立川市富士見町 3-16)

東京都農林総合研究センター立川庁舎中央制御室(立川市富士見町 3-16)

東京都農林総合研究センター日の出庁舎 (西多摩郡日の出町平井 2759)

東京都農林総合研究センター青梅庁舎(青梅市新町 6-7-1)

東京都農林総合研究センター江戸川分場 (江戸川区鹿骨 1-15-22)

東京都青梅合同庁舎(青梅市河辺町 6-4-1)

東京都中央農業改良普及センター(小平市花小金井 1-6-20)

3 履行期間

契約確定の日の翌日から平成 27 年 3 月 13 日まで

4 委託の目的

本委託業務は、公益財団法人東京都農林水産振興財団(以下、「財団」という。)の事務機器、試験研究機器等を上記搬入場所へ運搬し、設置するものである。

5 作業計画書の作成等

(1) 受託者は財団が提示する作業計画書に基づき、基本作業計画書を作成し、財団の承認を得なければならない。

(2) 受託者は基本作業計画書に基づき、作業日程表及び作業予定表等の詳細計画書を作成し、財団の承認を得なければならない。

6 委託業務内容

(1) 移転作業説明会の実施

受託者は移転作業がスムーズに進むよう、指定する日時に財団職員に対し移転作業説明会を実施すること。

また、個別の事項については財団の各担当者に対して別途説明を行うものとする。

(2) 作業内容

ア 別紙「運搬物品内訳書」に示す、事務機器、試験研究機器等を搬入場所へ運搬し、指定する場所へ設置する。受託者は、財団が提示する搬入先の配置図に基づき、移転物品の搬入場所等について十分打ち合わせを行い実施すること。

イ 物品等の梱包及び開梱は財団の指示があるものを除き、原則として受託者が行うものとする。物品等はそれぞれの特性、規格、用途に応じ、最も適した方法で梱包を行い、作業中の損傷、破損等の事項がないよう十分配慮すること。

ウ 什器は、引き出し等の稼動する場所をテープで止め、丁寧に運搬すること。

エ 作業にあたっては、安全確保に最大限の注意を払うこととし、作業終了後、財団の確認を受けること。

(3) 養生

ア 受託者は、物品の運搬・撤去の際、搬入口・床・エレベータ等の養生を行い建物の損傷を防ぐこと。

イ 受託者は、養生を行う場合は事前に使用資材、取付方法等、財団の承認を受けるものとする。

ウ 受託者は、契約期間が終了するまでの間、養生の完全な状態を維持すること。

エ 本養生は財団が別途契約する物品購入や小規模工事の際にも共有するものとする。

オ 養生の撤去に際しては、損傷、汚れ等の有無等、財団の確認を得るものとする。

カ 前項により損傷等が認められる場合は、原状回復を行うこと。

(4) 資材の配付及び回収

ア 受託者は、段ボール箱、各種緩衝材、ヒモ、ガムテープ等の梱包資材及び運搬先ラベルを事前に用意すること。また、これらの梱包資材は当該物品の運搬にあたり、最適なものとする。

イ 受託者は、運搬作業終了後、開包が済んだ梱包資材及び養生資材を速やかに回収すること。

(5) 作業日時

運搬設置は、連続する一定期間(概ね1か月)とする。

搬入場所ごとに財団が指定する平日の 1 日から 5 日までの間とし、予備日を 2 日設ける。午前 9 時から午後 5 時までの間に完了することを原則とする。ただし、仮設庁舎への移設について通常業務に影響が生じると想定される場合は、土日の作業も可能とする。

(6) 運搬物品

運搬する主な物品は、別紙「運搬物品内訳書」及び「運搬文書・図書内訳書」のとおりとするが、一覧表に記載されていない物品についても受託者と財団が協議の上対応するものとする。

(7) 試験研究検体等

研究施設内にある検体等は温度・湿度等に十分注意して運搬すること。

(8) 書類

職員個人の机、脇机、アンダーラック以外の机、脇机、書庫、書類ケース内の書類等は受託者が梱包し、ラベルを貼り付け、指定の場所へ運搬すること。

(9) 一般機械、機器等

一般機械、機器等の取扱いについては、その構造を熟知し、分解や組立てに必要な専門知識を有するものが行うこととする。また、「運搬物品内訳書」の設置ランクにて、メーカーの立会いが必要な機器については、メーカーによる搬出前準備、設置後調整を行うこと。ただし、メーカーと技術提携等を締結し、作業が実施できる体制が確保されている場合は、財団に事前に承認を得た上で、協力業者による作業を行うことを可能とする。これら専門業者の起用にかかる経費については、本契約金額に含むこととし、支払いは受託者が行うこと。

機器等の保護のために必要な梱包、揺れ止めの固定等を実施し、運搬すること。

また特に必要な機器等については別途、財団職員と十分に協議し、処理すること。

(10) 機器等の接続

受託者は必要に応じ電気配線、給排水管、ガス管の分離撤去並びに分離した配線及び配管の再設置を行い、即時使用が可能な状態にすること。施工においては、東京都工事標準仕様書に準じて施工すること。

各機器の設置にあたり、電源ケーブル・配管・油等は、受託者の負担とする。

接続作業終了後は、財団の指定する職員の確認を受けること。

(11) 機器等の性能確認

移転前と移転後に機器等の性能に違いがないことを確認し、機器毎の性能確認報告書を速やかに財団へ提出すること（報告書の様式は別途協議）。なお、移転後に移転前と性能に違いがある場合には必要な調整等を行い、同等の性能が出るようにすること。その経費については受託者が負担すること。

(12) OA 機器等

OA 機器については特に注意を払い、梱包等を行うこと。また、OA 機器及びそ

の他周辺機器の配線離断・接続は受託者が行うこと。

(13) 備品、什器等の転倒防止対策の固定方法、金具取付け

東京消防庁発行の「オフィス家具類・一般家電製品の転倒・落下防止対策に関する指針—オフィス家具類・一般家電製品に関する震災対策—」を参考に適正に固定すること。これらの措置に必要な器具等の経費は本契約金額に含まれる。

(14) 薬品等

薬品等の運搬は、財団担当職員の指示により行い、運搬後は数量等の確認を行うこと。また、他の物品と切り離して作業するとともに、法令上の必要な手続を講じること。

(15) その他の物品

その他の物品の運搬方法等については財団と協議の上行うこと。

(16) 報告

ア 受託者は、引越作業の円滑な実施のため、責任者等の氏名、職位、職務分担等必要事項を予め届け出るものとする。

イ 受託者は、当日作業開始前に手順等について財団に報告し、承認を得るものとする。

ウ 受託者は、作業当日の実施状況を受託者に報告するものとする。

エ 財団と受託者は定期的に打ち合わせ及び調整を行うものとする。

(17) 他業者との調整

移転期間において、財団が別途契約する物品購入・小規模工事・物品運搬について、財団及び受託者は、関係者と搬出作業日程、時間等の連絡を綿密に行い、調整を十分に行うこととする。

(18) エレベータの設置状況

ア エレベータが設置されている建物

・立川庁舎本館

積載量：	Kg	定員：	名	1基
かご室（内寸法）	高さ：240cm	幅：140cm	奥行：135cm	
出入口	高さ：210cm	幅：80cm		

・日の出庁舎

積載量：	Kg	定員：	名	1基
かご室（内寸法）	高さ：230cm	幅：140cm	奥行：130cm	
出入口	高さ：210cm	幅：90cm		

イ 搬入場所が2階又は地下でエレベータが設置されていない建物

・江戸川分場

・青梅庁舎

・東京都中央農業改良普及センター（小平合同庁舎）

- ウ 平屋又は搬入場所が1階の建物
 - ・ 仮設庁舎
 - ・ 製茶棟・作物棟・倉庫棟・油庫・薬品庫
 - ・ 立川庁舎基礎実験棟・中央制御室
 - ・ 東京都青梅合同庁舎

(19) 添付資料

ア	別紙1	立川庁舎本館	案内図、平面図
イ	別紙2	仮設庁舎	平面図
ウ	別紙3	立川庁舎基礎実験棟・中央制御室	平面図
エ	別紙4	日の出庁舎	案内図、平面図
オ	別紙5	青梅庁舎	案内図、平面図
カ	別紙6	江戸川分場	案内図、2階平面図
キ	別紙7	青梅合同庁舎	案内図、1階平面図
ク	別紙8	中央農業改良普及センター（小平合同庁舎）	案内図、平面図

(20) その他

- ア 本業務遂行上に生じる官公庁署及び第三者に対する許可の申請事務等の手続きは、すべて受託者が行うものとする。許可の必要な事項を事前にまとめて財団に報告し、申請結果を報告すること。
- イ 作業員の服装は統一（名札・腕章等）をし、本作業の従事者であることが認識できるようにしておくこと。
- ウ 作業に必要なない場所へは立ち入らないこと。なお、作業員の休憩場所等は協議の上決定する。
- エ 本業務に係る光熱水費は財団の負担とする。
- オ 本仕様書に疑義が生じた場合には、その都度協議のうえ決定するものとする。

第2章 総則

1 報告書

(1) 受託者は、作業終了後に下記の書類を提出すること。

- ア 作業報告書 2部
- イ 機器等の性能確認報告書 2部
- ウ 上記ア・イの作業報告書電子データ版（CD-R） 2部

2 グリーン配送契約

本契約の履行にあたっては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

3 情報セキュリティの確保

電子情報の取扱いに関して、受託者は、東京都情報セキュリティ基本方針及び東京都情報セキュリティ対策基準（平成21年9月1日施行）と同様の水準での情報セキュリティを確保すること。

なお、受託者は受託者が情報セキュリティを確保することができなかったことにより財団が被害を被った場合には、その損害について賠償しなければならない。損害賠償額は、財団が実際に被った損害額とする。

4 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約事項については、別紙に定めるところによる。

第3章 安全管理

1 一般事項

(1) 受託者は、「労働安全衛生法」、「同施行令」、「同規則」その他災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害発生の防止に努めること。また、法に定める資格を要する作業については、有資格者を確保し実施するものとし、財団から求めがあった場合にはその資格を証明するものを提示すること。

(2) 受託者は、委託履行上の電気、薬品類、毒性ガス、酸素欠乏空気、可燃性ガスなどについて必要な保安施設の設置、適切な施行方法の採用などに注意し、危険防止の措置を施すこと。

(3) 受託者は、他の工事等と作業現場が隣接又は交錯する場合、常に相互に調整して安全管理に支障がないよう措置すること。

(4) 受託者は、火薬、ガス、油類その他可燃性物質、放射性物質、劇物などの危険な物を使用する場合、その保管及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

(5) 受託者は、財団が安全を確保するために行う指示には相応の措置を取ること。

(6) 受託者は、作業現場の秩序を保つとともに火災、盗難など事故防止の措置をと

ること。

- (7) 委託の履行中機械器具、材料などは、保安上の妨げとならないよう使用の都度整理し、不要なものは場外に搬出するなど、作業現場の整理整頓に努めること。
- (8) 作業期間中に予測される降雨等の天候の変化に対し、十分な対策を講じること。
- (9) 受託者は、作業中に人身事故、物品の破損、その他遺失等の事故が発生した場合、その損害について補償しなければならない。

2 安全点検

- (1) 受託者は、作業現場の災害を未然に防止するため責任者（各責任者は腕章などをつける。）を定め、定期的に現場の整理整頓状態、使用機械器具、通路、仮設作業用具、作業員の服装などの点検を行うこと。

3 事故防止

- (1) 受託者は、事故防止を図るため、安全対策を明確にし、受託者の責任で実施すること。

なお、受託者は、委託施工について安全管理上の障害を発見した場合、速やかに財団に報告すること。

- (2) 酸素欠乏等危険場所などの作業にあたっては、第2種酸素欠乏危険作業主任者を定め、作業前及び作業中の環境を測定記録するとともに、換気設備を設置するなどにより酸素欠乏又は有毒ガスによる事故防止に努めること。
- (3) 受託者は、作業場所に危険防止のための仮囲い、柵などの適切な安全対策物を設置するとともに、夜間にあつては必要に応じて照明及び保安灯を点じ、さらに常時点灯するなど安全の確保につとめること。

また、作業区域内に車両、歩行者の通行があるときは、柵などを設けると共に交通整理員を配置し、これらの安全に十分対処すること。

- (4) 受託者は、委託中止が生じた場合でも、その期間中作業場所における危険防止の措置を十分講ずること。
- (5) 受託者は、資格を必要とする運搬機械、クレーン、車両などを取り扱う場合には、有資格者を配置し、法令を遵守すること。また、周囲の安全には十分に注意を行い、必要に応じて保安要員、誘導員などを配置すること。特殊作業車の使用にあたっては、事前に作業計画書を作成し、財団の承認を得なければならない。
- (6) 受託者は、委託作業における作業足場を常に安全な状態に保ち、安全用具（安全帯、安全ネット、保護帽、救命胴衣など）を使用し、材料、工具などの落下防止及び作業員の墜落防止の措置をとること。
- (7) 受託者は、委託で使用する機械類の回転部分、コンベアなどの作業上危険な箇所に、巻き込み防止用カバー等を取り付けること。

- (8) 受託者は、荷上機械（ウインチ、クレーン、チェーンブロックなど）におけるワイヤーロープの玉かけ方法、安全荷重などに注意し、定められた方法により適正に行うこと。

4 安全教育

- (1) 受託者は、委託作業にあたり安全管理者を定め、安全管理者の氏名、職位、職務分担等必要事項を予め届け出ること。また、(2)から(4)までに示す安全指導、安全標示などを行い、常に作業員の安全に対する関心を高揚するよう努めること。
- (2) 受託者は、安全重点目標を定め作業員の参加する安全会議を積極的に開催することなどにより、作業員の安全教育に努めること。
- (3) 受託者は、作業予定、作業手順、注意事項などの周知徹底を図るため作業別のグループによる打合せを行うこと。
- (4) 受託者は、危険箇所に標示を行い、特に危険の多い作業や機械については、関係箇所に安全の手引き、取扱上の注意事項などを掲示すること。
また、関係機関が実施する安全行事の標語などを掲示すること。

【担当】

公益財団法人 東京都農林水産振興財団
管理課管理係

190-0013 立川市富士見町 3-8-1

TEL042-528-0505 Fax042-522-5397